

# 大田原市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年3月

(平成31年4月改訂)

大田原市



## 目 次

第1章 行動計画の作成	1
第2章 新型インフルエンザ等対策の総合的推進	4
第1節 対策の目的及び取組	5
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本方針	6
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	8
1 市行動計画の性格	8
2 基本的人権の尊重	8
3 危機管理としての特措法の性格	8
4 関係機関相互の連携協力の確保	8
5 記録の作成・保存	8
6 マニュアルの作成	9
第4節 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	10
1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	10
2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	11
第5節 対策推進のための役割分担	12
第6節 市行動計画の主要項目	14
1 実施体制	14
2 情報収集及び情報提供・共有	16
3 予防・まん延防止	17
4 市民生活及び地域経済の安定の確保	21
第7節 発生段階	22
第3章 各発生段階における対策	25
第1節 未発生期における対策	26
1 実施体制	27
2 情報収集及び情報提供・共有	28
3 予防・まん延防止	28
4 市民生活及び地域経済の安定の確保	31
第2節 海外発生期における対策	33
1 実施体制	34
2 情報収集及び情報提供・共有	34
3 予防・まん延防止	35
4 市民生活及び地域経済の安定の確保	36

第3節 発生早期（国内・県内・市内）における対策	38
1 実施体制	39
2 情報収集及び情報提供・共有	40
3 予防・まん延防止	41
4 市民生活及び地域経済の安定の確保	45
第4節 市内・県内感染期における対策	47
1 実施体制	48
2 情報収集及び情報提供・共有	49
3 予防・まん延防止	49
4 市民生活及び地域経済の安定の確保	51
第5節 小康期における対策	53
1 実施体制	54
2 情報収集及び情報提供・共有	54
3 予防・まん延防止	54
4 市民生活及び地域経済の安定の確保	55
用語解説	57
特定接種の対象となり得る業種・職務について	65

※ 行動計画内の表記について

- ・政府ガイドラインから引用している記述については、冒頭の記号を●で示し、二重線で囲っている。
- ・緊急事態宣言時についての記述については、冒頭の記号を【緊】で示し、一重線で囲っている。
- ・用語解説で説明している用語については、○○\*と表記している。

# 第1章 行動計画の作成

## 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ<sup>\*</sup>は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、発生すると世界的な大流行（パンデミック<sup>\*</sup>）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、こうした感染症の発生を国家の危機と捉えて、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国や地方公共団体等の責務、発生時の措置等を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）と相まって、体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

## 2 大田原市の取組の経緯

大田原市では、新型インフルエンザの脅威から市民の健康を守り、安全・安心を確保する必要があることから、県の行動計画と整合性を保ちつつ独自に「大田原市新型インフルエンザ対策行動計画」を平成19年6月に策定し、平成20年9月に改定を行い、対策を推進してきた。

特措法制定に伴い、平成25年3月には大田原市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定した。

## 3 新たな市行動計画の作成

### （1）大田原市行動計画の位置付け

特措法の成立により、行動計画が法律に基づく計画に位置づけられるとともに、対策の実効性を高めるため新型インフルエンザ等緊急事態措置等の新たな措置が設けられたことから、大田原市（以下「市」という。）では、栃木県（以下「県」という。）が作成した「栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を踏まえて、特措法第8条に基づき、「大田原市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「市行動計画」という。）を作成した。

市行動計画においては、市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する対策等を示している。

市行動計画は、対策の実施の経験や国・県行動計画の改定等を受けて、適時適切に見直しを行う。

## (2) 対象疾病

市行動計画の対象とする感染症\*は以下のとおりとし、市行動計画においては、「新型インフルエンザ等」と表記する。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、高病原性鳥インフルエンザ\*への対応等については、「栃木県鳥インフルエンザ対策要領」、「栃木県鳥インフルエンザ（H5N1）対応指針」に基づく県の対策に協力する。

## (3) 対象疾病の定義

対象疾病の定義は、感染症法に基づき、次のとおりとなる。

### 新型インフルエンザ等感染症・新感染症の定義

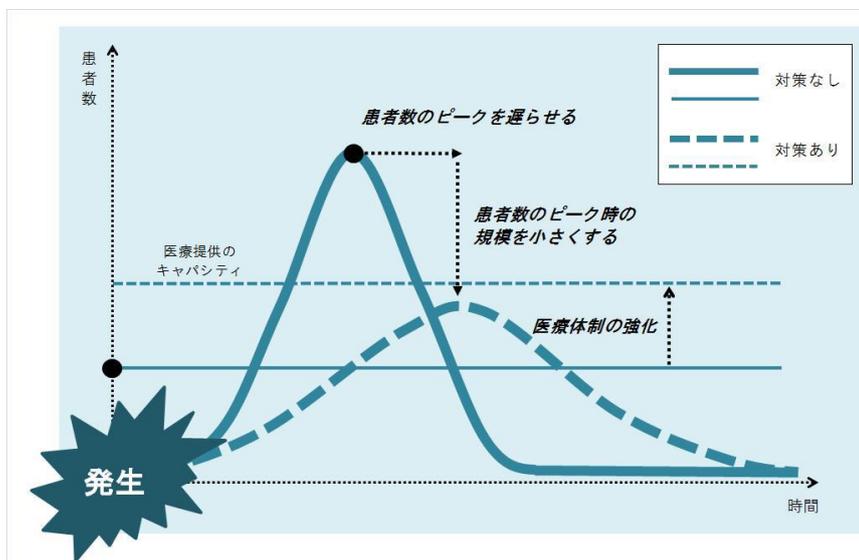
名		称	定 義
新型 イン フル エン ザ 等	新型 イン フル エン ザ	新型イン フル エン ザ	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
		再興型イン フル エン ザ	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	新 感 染 症		人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の 総合的推進

## 第1節 対策の目的及び取組

新型インフルエンザ等のウイルスの病原性や感染力等が高い場合には健康被害が甚大となり、その影響は保健・医療の分野にとどまらず社会全体に及び、社会・経済活動の縮小や停滞が危惧される。このような影響をできるだけ軽減させるため、市では、市行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び地域経済への影響を最小となるようにすることを主たる目的として対策を講じる。

対策のイメージ（栃木県行動計画から引用）



**（目的） 可能な限り感染拡大の抑制を図り、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。**

### 《目的達成に向けた取組》

- ・ 市民が、正しい行動をとることができるように、情報の提供及びまん延防止のための予防策の普及啓発を図る。
- ・ 住民接種を進めるなどまん延防止策を促進する。
- ・ 市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。
- ・ 要援護者<sup>\*</sup>等対策など市民の生活支援に努める。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 基本方針1 新型インフルエンザ等対策を迅速かつ柔軟に実施する

#### 《考え方》

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や、飛沫感染<sup>\*</sup>や接触感染<sup>\*</sup>を主体とする感染経路など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有しているものと考えられるが、その病原性や感染力等は実際に発生するまでは不明である。

このため、新型インフルエンザ等が発生した場合には、ウイルスの性質を踏まえて国が示す「基本的対処方針」や県との連携、実際の流行状況、社会・経済の状況等を総合的に勘案し、状況に応じた最適な対策を選択するなど、迅速かつ柔軟に対応することが極めて重要である。

#### 《市行動計画における対応》

流行状況に応じた迅速な対応が確保されるよう、5段階の「発生段階」を設定し、それぞれに具体的な行動を示した。また、特措法第32条に基づく緊急事態宣言が行われたときに実施することができる緊急事態措置についても発生段階ごとに具体的な行動を示した。新型インフルエンザ等発生時に実施すべき対策については、行動計画に定める対策のうちから、国及び県の基本的対処方針に従い、行動を決定する。

- ・発生段階：①未発生期、②海外発生期、③発生早期（国内・県内・市内）、④市内・県内感染期  
⑤小康期

### 基本方針2 地域社会全体が一丸となって対策に取り組む

#### 《考え方》

新型インフルエンザ等は感染力が高く、多くの市民が罹患するものと想定され、その影響は保健・医療の分野にとどまらず社会全体に及ぶおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等対策の直接の実施主体である市や医療機関、事業者、市民など、地域社会全体が一丸となって取り組むことが重要である。

#### 《市行動計画における対応》

地域社会を構成する各主体の役割を示すとともに、各主体に対する働きかけや要請の内容を具体的に示した。

### 基本方針3 複数の対策をバランス良く実施する

#### 《考え方》

新型インフルエンザ等の性質や流行状況等を事前に予測することは不可能であるため、特定の方針や分野に偏重した対策には大きなリスクを伴う。

このため、新型インフルエンザ等に適確に対応するには、多面的に対策を推進することが重要であることから、地域社会の実情に応じた様々な視点に立った対策をバランス良く組み合わせて実施する。

#### 《市行動計画における対応》

主要4項目（①実施体制、②情報収集及び情報提供・共有、③予防・まん延防止、④市民生活及び地域経済の安定の確保）における具体的な行動を示した。

## 第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

### 1 市行動計画の性格

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性や感染力等の病原体の特徴、流行状況、地域の特性やその他の状況を踏まえ、人権の配慮や対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画に定めるもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

### 2 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### 3 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、国が新型インフルエンザ等緊急事態措置を講ずる必要がないと判断することもあり得、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに留意する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、県及び近隣自治体等と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

### 5 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合、対策本部における新型インフルエンザ等対策の

実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

## 6 マニュアルの作成

新型インフルエンザ等対策の実施、縮小、中止等を決定する際の判断の方法（判断に必要な情報、判断の時期、決定プロセス等）や具体的な対策の運用手順等については、必要に応じて、「大田原市新型インフルエンザ等対策マニュアル」（以下、「市マニュアル」という。）等で示すものとする。

## 第4節 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### 1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等の発生による被害は、病原体側の要因（ウイルスの病原性、感染力等）宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境等に左右され、事前に予測することは困難であるが、政府行動計画に示された被害想定を用いて次のとおり試算した。

#### ○国全体の被害想定

- ・外来受診者数： 約1,300万人～約2,500万人
- ・入院患者数： (中等度) 約53万人  
(重度) 約200万人
- ・死亡者数： (中等度) 約17万人  
(重度) 約64万人

#### ○栃木県の被害想定

- ・外来受診者数： 約20万人～約38万人
- ・入院患者数： (中等度) 約8,200人  
(重度) 約30,000人
- ・死亡者数： (中等度) 約2,500人  
(重度) 約10,000人

#### ○大田原市の被害想定

- ・外来受診者数： 約7,600人～約14,500人
- ・入院患者数： (中等度) 約310人  
(重度) 約1,150人
- ・死亡者数： (中等度) 約100人  
(重度) 約380人

※ 患者発生のパークは流行発生から5週になると予測され、パーク時の市内における1日当たりの最大入院患者数は、中等度の場合、約60人となり、重度の場合には、約240人に達すると推計される。

※ 国人口は128,057,352人、県人口は2,007,683人、大田原市人口は75,457人として試算した。(国及び県人口は平成22年、市人口は平成27年の国勢調査による。)

#### 【試算方法】

- ・ 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数を推計した。
- ・ 入院患者数及び死亡者数については、外来受診者数の上限値を基に、過去に世界で大流行した

インフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等を参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザを参考に重度を致命率2.0%として推計した。

- ・ 全人口の25%がり患し、流行が約8週間続くという仮定の下で、入院患者の発生分布を試算した。
- ・ これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）や、現在の我が国の医療体制、衛生状況等は一切考慮していない。
- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、政府行動計画、県行動計画の見直し等に応じて改めて試算する。

## 2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

社会・経済的な影響として、市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患し、り患者は1週間から10日間程度欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。流行のピーク時（約2週間）に従業員が発症する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員本人のり患のほか、むしろ家族の世話や看護等（学校・保育施設の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる。）のため、出勤が困難な者がいることにより最大40%程度の欠勤が想定される。

これに伴って、事業の一部休止、物資の不足、物流の停滞等が生じ、経済活動の大幅な縮小が予想される。更に、学校、保育施設の臨時休業等によって社会活動が縮小するなど、各分野に様々な影響を及ぼすことが予想される。

## 第5節 対策推進のための役割分担

### 1 基本的な考え方

新型インフルエンザは感染が拡大しやすく、インフルエンザ(H1N1)2009の例では、発生後約1年間に、国民の16.3%、2,077万人が医療機関を受診したと推計される。(平成21年第28週から平成22年第32週まで)

こうした社会的影響の大きい新型インフルエンザ等に適時適切に対応するためには、国、都道府県、市町村、指定(地方)公共機関による対策だけでなく、医療機関や事業者、市民を含め、対策に関わる各主体が役割を十分に理解し、行動することが不可欠である。

### 2 各主体の役割

#### (1) 市(消防本部、火葬場等を含む)

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対する地域情報の提供、相談等への対応、予防接種、要援護者への支援に加え、消防本部による新型インフルエンザ患者等の搬送や、病原性の高い新型インフルエンザ等の流行に備えた火葬体制の整備及び廃棄物処理(家庭ごみの処理)の円滑な実施など、主体的に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村、関係機関・団体等との緊密な連携を図る。

#### (2) 医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等患者の医療を提供するという極めて重要な役割を担うことから、医師会等を通じて県や市等と緊密に連携し、発生前から、新型インフルエンザ等対策の準備を進めることが求められる。

#### (3) 一般事業者

一般事業者は、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策のための準備を行うことが求められる。

重大な健康被害を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、まん延防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれ、特に多数の人が集まる事業を行う者については、まん延防止のための措置の徹底が求められる。

#### (4) 市民

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザやその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても行っている、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット<sup>※</sup>等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努め

る。また、発生に備えて、食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、まん延防止のための個人レベルでの感染対策を実施するよう努める。

## 第6節 市行動計画の主要項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の目的である「可能な限り感染拡大の抑制を図り、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するため、その対策について、「1 実施体制」、「2 情報収集及び情報提供・共有」、「3 予防・まん延防止」、「4 市民生活及び地域経済の安定の確保」の4項目に分けて記載している。なお、県行動計画に記載されている「医療」については、主として県が行うため、市においては、県からの要請に適宜適切に協力し、新型インフルエンザ等対策の推進を図る。

各項目における対策の基本的考え方や内容は次のとおりである。

### 1 実施体制

#### (1) 基本的な考え方

発生した新型インフルエンザ等の病原性が高く、かつ感染力が強い場合、多くの市民の生命や健康に甚大な被害を及ぼすおそれがあるほか、社会・経済活動の縮小や停滞を招くことが危惧されているため、本市の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、全庁一丸となって取り組まなければならない。

また、新型インフルエンザ等対策は、単に行政機関にとどまらず、医療機関や医療関係事業者、社会機能の維持に関わる事業者、学校・社会福祉施設等の関係者など、地域社会全体で取り組む必要があるため、未発生期から関係機関相互の連携体制を構築し、維持していくことが重要である。

#### (2) 実施体制

##### ア 大田原市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合、特措法及び大田原市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年大田原市条例第6号）に基づき、本市における新型インフルエンザ等対策の決定機関として、市長を本部長、両副市長、教育長を副本部長、各部局長等を本部員とする大田原市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。また、必要に応じて特措法に基づかない任意の市対策本部を設置する。

任意で設置する市対策本部の組織等については、特措法及び条例等に準ずるものとする。

##### 《対策本部の構成》

- ・本部長：市長
- ・副本部長：両副市長、教育長

- ・本部員：総合政策部長、財務部長、保健福祉部長、市民生活部長、産業振興部長、建設水道部長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、那須地区消防組合消防長

## イ 危機管理部

本市における新型インフルエンザ等対策の実施機関として、対策本部内に「危機管理部」を設置する。

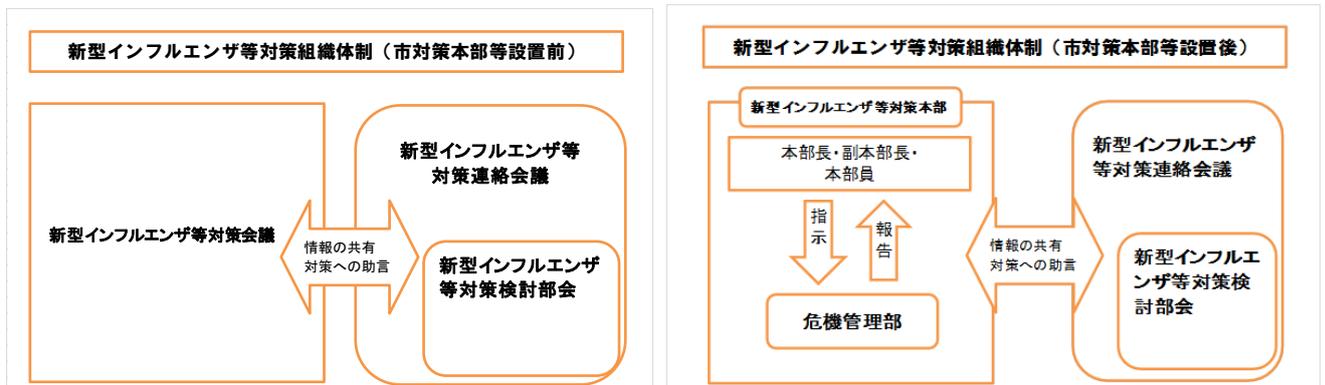
対策に関わる庁内の調整や重要事項の検討は、各部局の課長等で構成する危機管理部において行うこととする。

## ウ 大田原市新型インフルエンザ等対策連絡会議

新型インフルエンザ等が市内に発生した場合又は発生のおそれがある場合、その対策について、情報の共有等を通じて関係機関の連携を強化し、市対策本部等において必要な対策が講じられるよう、「大田原市新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下、市連絡会議という。）を設置する。連絡会議に、専門的な事項を調査検討するため、大田原市新型インフルエンザ等対策検討部会を設ける。

## エ 大田原市新型インフルエンザ等対策会議

新型インフルエンザ等の市内発生に備えた対策の構築及び市内発生時の危機に対応するため、関係部局の課長等で構成する「大田原市新型インフルエンザ等対策会議」（以下、「市対策会議」という。）を設置する。



### (3) 関係機関との連携体制

#### ア 県との連携

県との連携体制を確立するため、未発生期から「栃木県新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」へ参加、住民に対する情報提供、要援護者への支援、火葬等についての協議など、体制整備について連携を図る。

#### イ 医師会及び医療機関等との連携

特定接種及び住民接種等に関し、医師会及び医療機関等と連携を図る。

#### ウ 指定地方公共機関<sup>\*</sup>、その他関係機関との連携

指定地方公共機関、その他関係機関との連携を図ることにより、まん延防止策の周知等を推進する。

## 2 情報収集及び情報提供・共有

### (1) 基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等対策を円滑に推進するためには、医療機関、事業者、市民などの各主体が、各々の役割を認識し、正確な情報に基づき適切に行動する必要があるため、対策の全ての段階、分野において、必要な情報を収集・提供し、関係機関との情報共有に努める。なお、情報の提供に当たっては、情報の受け取り手の反応にも十分留意する。

また、インターネットやSNSの普及により、情報提供の方法やその受け取り方は様々であることが考えられるため、外国人や障害者など情報が行き届きにくい人にも配慮し、理解しやすい内容で、できる限り迅速に行う。

### (2) 対策の概要

#### ア 情報収集

市は、国や県等の感染症情報を活用し、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

#### イ 発生前における情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生時に市民等に正しく行動してもらうためには、発生前から、予防方法や市民の責務など新型インフルエンザ等に関する様々な情報を提供し、理解してもらう必要がある。このため、発生前から、市民をはじめ、医療機関や事業者等に対して、基本的な感染対策や、発生時における外来受診の方法など新型インフルエンザ等対策の周知を図る。

特に、児童生徒に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、丁寧な情報提供に努める。

## ウ 発生時における情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、海外や国内、県内の発生状況、対策の実施状況等について、特に対策の決定のプロセスや、対策を行う理由等を明確にしなから、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民については、情報を受け取る媒体や受け取り方が様々であることから、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、分かりやすい内容で、できる限り迅速に情報提供する。

市民等から寄せられる新型インフルエンザ等に関する相談については、市健康政策課に設置する「新型インフルエンザ等相談窓口」で対応する。また、県の「新型インフルエンザ等電話相談センター」を活用する。

## エ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信するため、広報担当者を中心とした広報班を設置する。

## 3 予防・まん延防止

### (1) 基本的な考え方

まん延防止対策は、新型インフルエンザ等の流行状況等に応じた適切な対策を講じ、流行のピークを可能な限り遅らせることによって医療体制等を整備するための時間を確保するとともに、ピーク時の患者数を可能な限り減少させることによって医療体制のキャパシティ内にとどめることを目的として実施する。まん延防止対策の実施により、医療体制の強化や維持が図られ、ひいては、市民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を維持することが期待される。

### (2) 対策の概要

#### ア まん延防止対策

新型インフルエンザ等がまん延するまでの期間は、マスクの着用や咳エチケット、手洗い、うがいなどの個人における基本的な感染対策を行うよう広く要請する。

学校、保育施設、事業所等においても、個人における対策のほか季節性インフルエンザ対策として実施されている施設における感染対策を徹底して行うことが求められる。

## イ 予防接種

### (ア) ワクチン

予防接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、医療機関への受診者を減少させ医療体制への負荷を軽減することにより、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンには、発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造される「プレパンデミックワクチン※」と、新型インフルエンザの発生後に、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造される「パンデミックワクチン※」の2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### (イ) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が必要と認めるときに、住民接種に先立って、臨時に行われる予防接種をいう。

#### a 対象者

特定接種の対象者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって一定の基準に基づき厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

とされ、対象者に関する基本的な考え方等が政府行動計画において示されている。なお、特定接種の対象となる登録事業者や公務員は、政府行動計画のとおりとなる。

特定接種は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることが基本とされる。

上記のように基本的な考え方が整理されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性や発生時の社会状況等を下に、政府対策本部において、接種総枠、対象者、接種順位等を決定することとされている。

市においては、政府対策本部の決定を踏まえて、特定接種の実施に関し必要な協力を行うとともに、地方公務員に対する接種を実施する。

### b 接種体制

上記①及び②については、国を実施主体として、③の地方公務員については、その所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により実施するため、接種を円滑に実施できるよう未発症期から接種体制の構築を図る。

## (ウ) 住民に対する予防接種

住民に対する予防接種（以下「住民接種」という。）は、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種を行う。

### a 対象者

住民接種の対象者は、以下の4群に分類することが基本とされる。

- 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者
  - ・妊婦
- 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- 成人・若年者
- 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65歳以上の者）

住民接種の接種順位等については、新型インフルエンザ発生時に、病原性等に応じて国において決定される。

### b 接種体制

住民接種については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により実施するため、国及び県の支援を受け、接種体制を構築する。

## ウ 予防接種に関する理解の促進

住民接種は、国が示す接種順位に基づき、ワクチン供給に合わせ段階的に実施される見込みである。このため、すべての希望者への接種が完了するまでには一定期間を要することから、未発生前から予防接種に関する考え方や実施方法等を市民に十分周知するとともに、接種開始時には正確かつ迅速な情報提供を行う。

## 予防接種の類型（一覧）

予防接種の類型	特定接種	住民接種	
		有	無
緊急事態宣言	—	有	無
特措法	特措法第28条	特措法第46条	—
予防接種法	予防接種法第6条第1項（臨時接種）による予防接種とみなして実施	予防接種法第6条第1項（臨時接種）による予防接種として実施	予防接種法第6条第3項（新臨時接種）として実施
考え方	医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるとき	新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるとき	まん延予防上緊急の必要があるとき（臨時接種の対象疾病より病原性が低いものを想定）
実施主体	国、都道府県、市町村	市町村	市町村
努力義務/勸奨	有/有	有/有	無/有
接種費用の負担	実施主体が全額負担	実費徴収不可 負担割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4	低所得者以外からの実費徴収可 低所得者の場合の負担割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4

## 4 市民生活及び地域経済の安定の確保

### (1) 基本的な考え方

市民生活及び地域経済の安定の確保は、新型インフルエンザ等流行時における医療機関や事業者等の事業の継続、要援護者に対する生活支援、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品等の物資及び資材の備蓄、生活関連物資の適正な流通の確保等によって社会・経済機能を維持し、市民生活及び地域経済に対する新型インフルエンザ等の影響を最小限にとどめることを目的として実施する。

### (2) 対策の概要

#### ア 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等の発生に備えて、市は新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄等を行う。

#### イ 生活関連物資の適正な流通の確保

市民生活の維持に必要な生活関連物資の価格高騰、買い占め、売り惜しみ等が生じることのないよう、市は県と連携し必要な調査や監視を行う。

#### ウ 要援護者への生活支援

要援護者については、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがあるため、必要な支援を受けられるよう、市は県や関係機関・団体と連携し、対応する。

#### エ 埋葬・火葬の円滑な実施

病原性の高い新型インフルエンザ等が流行した場合、死亡者数が通常火葬能力を超えることが予想され、その結果、火葬に付すことができない遺体の対応が、公衆衛生上大きな問題となるおそれがある。

このため、火葬や緊急時の遺体の一時安置等が可能な限り円滑に実施できるよう対応する。

## 第7節 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、一連の流れをもって発生及び流行の状況に応じた対策を講じる必要があるため、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行えるよう、本市における新型インフルエンザ等の発生段階を以下の5段階に分類し、各段階で想定される状況とその対応を事前に定める。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、日本国内からの発生など必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容も変化することに留意が必要である。

### ① 未発生期

#### 《想定される状況》

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない段階

### ② 海外発生期

#### 《想定される状況》

- ・ 海外では新型インフルエンザ等が発生したが、国内では発生していない段階

#### 《前段階からの移行時期》

- ・ 新型インフルエンザについては、感染症法第44条の2第1項に基づく新型インフルエンザの発生を認める厚生労働大臣公表が行われた時点、又は国の対策が政府行動計画上の第一段階（海外発生期）に移行された時点とする。
- ・ 新感染症については、感染症法第44条の6第1項に基づく新感染症の発生を認める厚生労働大臣公表が行われた時点、又は国の対策が政府行動計画上の第一段階（海外発生期）に移行された時点とする。
- ・ ただし、運用上は、新型インフルエンザ等の感染拡大に関する国の第一報が寄せられた時点から、市の対策は海外発生期に移行する。

### ③ 発生早期（国内・県内・市内）

#### 《想定される状況》

- ・ 国内で新型インフルエンザ等が発生した段階
- ・ 県内で新型インフルエンザ等が発生し、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える段階

#### 《前段階からの移行時期》

- ・ 国内で新型インフルエンザ等患者が発生し、国の対策が政府行動計画上の第二段階（国内発生早期）に移行された時点とする。

④ 市内・県内感染期

《想定される状況》

- ・ 県内患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階

《前段階からの移行時期》

- ・ 県内において、感染経路が不明確な新型インフルエンザ等患者が一定数確認されるようになった時点とする。
- ・ 発生早期（国内・県内・市内）から県内感染期への移行は県内状況によって判断されるため、国や隣接県の移行時期と一致しない場合がある。

⑤ 小康期

《想定される状況》

- ・ 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている段階

《前段階からの移行時期》

- ・ 国内で新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、国の対策が政府行動計画上の第四段階（小康期）に移行された時点とする。

**大田原市発生段階と県発生段階と国の発生段階及びWHOのフェーズの比較**

大田原市の発生段階	県の発生段階	国の発生段階		WHOのフェーズ
未発生期	未発生期	未発生期		フェーズ1・2・3又は相当する公表等
海外発生期	海外発生期	海外発生期		フェーズ4・5・6又は相当する公表等
発生早期 (国内・県内・市内)	発生早期 (国内・県内)	地域未発生期	国内発	
		地域発生早期	生早期	
市内・県内感染期	県内感染期	地域感染期	国内 感染期	
小康期	小康期	小康期		ポストパンデミック期又は相当する公表等

**WHO フェーズについて**

フェーズ (段階)	定 義
フェーズ1	ヒト感染のリスクは低い
フェーズ2	ヒト感染のリスクはより高い
フェーズ3	ヒト-ヒト感染は無いか、または極めて限定されている
フェーズ4	ヒト-ヒト感染が増加していることの証拠がある
フェーズ5	かなりの数のヒト-ヒト感染があることの証拠がある
フェーズ6	効率よく持続したヒト-ヒト感染が確立
ポストパンデミック期	世界的な状況として、季節性インフルエンザと同様の動向となりつつある状態

**インフルエンザ(H1N1)2009の流行における各発生段階の継続期間**

発生段階	継続期間	備 考
未発生期	40年	香港インフルエンザ発生翌年(1969年)から起算
海外発生期	19日	2009. 4. 28(海外発生時) ~ 2009. 5. 16(国内発生時)
発生早期	約50日	2009. 5. 16 ~ 2009. 7. ㊦(感染原因不明の患者が増加)
県内感染期	約240日	2009. 7. ㊦ ~ 2010. 3. ㊦(流行水準を脱した時点)
小康期	約290日	2010. 3. ㊦ ~ 2010. 12. ㊦(第二波流行入り)
第二波	約100日	2010. 12. ㊦ ~ 2011. 3. 31(対応変更時)

## 第3章 各発生段階における対策

## 第1節 未発生期における対策

### 1 行動目標

市行動計画における未発生期とは、新型インフルエンザ等の発生が確認されていない段階であり、海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況とする。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内・市内)	市内・県内感染期	小康期	第二波
------	-------	--------------------	----------	-----	-----

#### 【対策推進の基本方針】

新型インフルエンザ等の発生時期を予測することは不可能であるため、未発生期において、常に新型インフルエンザ等が発生する可能性があることを念頭に、日頃から着実に体制整備を進め、その後も実施体制の維持と継続的改善、市民等に対する普及啓発及び情報提供のあり方等についても十分に留意する。

### 2 行動内容

#### 1 実施体制

- Act 1 市における新型インフルエンザ等への対応体制を整備する。
- Act 2 関係機関及び近隣市町村との連携体制を確立する。
- Act 3 未発生期が長期間継続する場合の対応を検討する。

#### 2 情報収集及び情報提供・共有

- Act 4 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。
- Act 5 情報提供及び情報共有の体制を整備する。
- Act 6 市民等にわかりやすく情報を提供する。
- Act 7 市民から寄せられる相談に適切に対応する。

#### 3 予防・まん延防止

- Act 8 新型インフルエンザ等発生時に実施するまん延防止対策等を周知する。
- Act 9 国の方針に基づき特定接種の実施体制を整備する。
- Act 10 国の方針に基づき住民接種の実施体制を整備する。
- Act 11 予防接種に関する理解促進を図る。
- Act 12 医療体制の整備に協力する。

#### 4 市民生活及び地域経済の安定の確保

- Act 13 事業継続に向けた事前準備を進める。
- Act 14 住民支援の実施に向けた検討を開始する。
- Act 15 要援護者対策の実施体制を整備する。
- Act 16 まん延時における火葬体制の強化等に向けた検討を開始する。
- Act 17 対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。

### 1 実施体制

#### 【対策の実務の統括】

##### Act 1 市における新型インフルエンザ等への対応体制を整備する。

- 市は、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画及び業務継続計画<sup>※</sup>を策定する。また、策定後は国及び県の動向や最新の知見等に基づいて随時見直しを行う。
- 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- 市は、行動計画に定める新型インフルエンザ等対策の実施、縮小、中止等を決定する際の判断の方法や具体的な運用手順等について、市マニュアル等で整備する。
- 市は、市対策会議を設置し、庁内関係部局間の連携体制を確立する。
- 市は、市連絡会議を設置し、地域における対応体制を整備する。
- 市は、国及び県の研修制度の活用等により、対策に従事する職員の資質向上を図る。

##### Act 2 関係機関及び近隣市町村との連携体制を確立する。

- 市は、県及び一部事務組合、医師会、医療機関、近隣市町村等との連携体制を確立し、対策の協議や情報交換、実地訓練等を定期的に実施する。

##### Act 3 未発生期が長期間継続する場合の対応を検討する。

- 市は、新型インフルエンザ等の発生時期を予測することは困難なため、この間の実施体制、市民等に対する継続的な普及啓発のあり方等を検討し、体制を整備する。

## 2 情報収集及び情報提供・共有

### 【情報収集】

#### Act 4 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。

- 市は、国や県等の感染症情報を活用し、国内外の最新の知見に基づく新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

### 【情報提供と共有】

#### Act 5 情報提供及び情報共有の体制を整備する。

- 市は、市民等に対する情報提供の一元化を図るため、関係課と協議し体制を整える。
- 市は、新型インフルエンザ等発生時における市民等への情報提供の内容や、媒体等について検討し、あらかじめ想定できるものについては決定する。
- 市は、関連情報を適時適切に提供するため、市民等の情報ニーズを把握する方法を整備する。
- 市は、県が行う関係機関との情報提供及び情報共有の体制の整備に協力する。

#### Act 6 市民等にわかりやすく情報を提供する。

- 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報、発生した場合に市や県が講じる対策、個人が実施すべき感染対策、予防接種の考え方等について、市民及び関係機関に対して継続的に情報を提供する。

### 【相談体制】

#### Act 7 市民から寄せられる相談に適切に対応する。

- 市は、新型インフルエンザ等に関する市民からの相談に対応するため、市健康政策課に新型インフルエンザ等相談窓口の設置の準備を進める。

## 3 予防・まん延防止

### 【普及啓発】

#### Act 8 新型インフルエンザ等発生時に実施するまん延防止対策等を周知する。

- 市は、市民に対しマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- 市は、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター<sup>\*</sup>に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

- 市は、緊急事態における不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請等のまん延防止対策について周知し、理解促進を図る。

### 【特定接種】

#### Act 9 国の方針に基づき特定接種の実施体制を整備する。

- 市は、国の方針に基づき地方公務員に対する特定接種について、新型インフルエンザ等発生時に速やかに接種できる体制を整備する。

#### 新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下「政府ガイドライン」という。）から抜粋

- 特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。
- 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市が実施主体として接種を実施する。
- 市は、国の方針に基づき、地方公務員に対する特定接種について、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じ協力する。
- 市は特措法第28条第4項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。
- 市は、業務を担当する府省庁が、特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合に必要な応じて協力する。
- 登録事業者は、必要に応じ市を通し、厚生労働省へ登録申請するため、市はその際に協力する。
- 市は、業種を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要に応じて協力する。
- 特定接種の対象となり得る地方公務員については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。
- 市は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

### 【住民接種】

#### Act 10 国の方針に基づき住民接種の実施体制を整備する。

- 市は、国の方針に基づき、県、医師会等と連携し、新型インフルエンザ等発生時に住民接種を迅速に接種できる体制を整備する。
- 住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により実施する。
- 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

- 市は、国や県の協力を得て、住民接種を円滑に実施するために、あらかじめ市町村間等で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種も可能となるよう努める。
- 市は、住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し市民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画し、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

#### 政府ガイドラインから抜粋

- 住民接種は、全住民（在留外国人を含む）とする。
- 実施主体である市が接種を実施する対象者は、市の区域内に居住する者を原則とする。
- 上記以外にも住民接種の対象者としては、市に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者も考えられる。
- 市は、住民接種については、厚生労働省及び都道府県の協力を得ながら、全住民が速やかに接種することができるよう、未発生期から体制の構築を図る。
- 市は、ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。
- 実施主体となる市は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、地域医師会等と連携の上、接種体制を構築する。
  - a. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
  - b. 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）
  - c. 接種に要する器具等の確保
  - d. 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）
- 市は、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- 市は、接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、人口1万人に1か所程度の接種会場を設ける。会場については、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。
- 市は、各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

#### Act 11 予防接種に関する理解促進を図る。

- 市は、新型インフルエンザ等対策における予防接種の意義や供給・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報を市民に提供し、市民の理解促進を図る。

**【医療体制整備への協力】**

**Act 12 医療体制の整備に協力する。**

- 市は、県の医療体制の整備に協力する。

**4 市民生活及び地域経済の安定の確保**

**【事業の継続】**

**Act 13 事業継続に向けた事前準備を進める。**

- 市業務継続計画については、最新の知見に基づいて見直しを行うなど継続的改善を図るとともに、庁内への周知を徹底する。

**【住民支援】**

**Act 14 住民支援の実施に向けた検討を開始する。**

- 市は、国等からの要請に対応し、県と連携し流行時における住民支援のあり方を検討する。特に、要援護者については、対象者（世帯）を把握するとともに、必要となる生活支援（見回り、介護、食事提供、在宅患者への対応等）を関係課等と検討し、あらかじめ具体的手続を決定しておく。
- 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

**【要援護者対策】**

**Act 15 要援護者対策の実施体制を整備する。**

- 市は、要援護者対策に必要な衛生資器材（個人防護具※、消毒薬等）を備蓄するとともに、使用期限の到来に伴う廃棄資器材等の補充などの在庫管理を適切に行う。
- 市は、要援護者対策が迅速かつ適切に実施できるよう、職員の研修を実施するとともに、関係機関との連携体制の強化を図る。

**政府ガイドラインから抜粋**

- 要援護者情報の収集・共有方式として、市は、災害時要援護者リストを基に新型インフルエンザ等発生時の要援護者リストを作成する。
- 市は、要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。
- 市では、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、他の地方公共団体による備蓄、

製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取組を進める。

- 市は、自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回る等に必要なマスク等の備蓄を行う。

### 【火葬体制】

#### Act 16 まん延時における火葬体制の強化等に向けた検討を開始する。

- 市は県が行う火葬場の火葬能力の現状、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に使用する遺体安置施設（遺体を一時的に安置する施設等）の有無等に関する調査に協力し、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の情報を共有する。
- 市は、県の要請を受け、まん延時における火葬体制について、あらかじめ概要を決定しておく。

### 政府ガイドラインから抜粋

- 市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。
- 市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等関係機関との調整を行う。

### 【物資及び資材の備蓄等】

#### Act 17 対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。

- 市は、新型インフルエンザ等対策に必要な物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備する。

## 第2節 海外発生期における対策

### 1 行動目標

市行動計画における海外発生期とは、海外で新型インフルエンザ等が発生しているものの、国内で発生していない段階とする。

未発生期の対策からの移行は、感染症法第44条の2第1項に基づく新型インフルエンザの発生を認める厚生労働大臣公表若しくは同法第44条の6第1項に基づく新感染症の発生を認める厚生労働大臣公表が行われた時点、又は国の対策が政府行動計画上の海外発生期に移行された時点となるが、運用上は、国及び県からの第一報が寄せられた時点で、市の対策は海外発生期に移行するものとする。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内・市内)	市内・県内感染期	小康期	第二波
------	-------	--------------------	----------	-----	-----

#### 【対策推進の基本方針】

海外発生期の段階では、新たに発生した新型インフルエンザウイルス等の病原性や感染力等が判明していない可能性が高く、その場合は原則的には病原性が高い想定で対策を選択する。一方、既に判明している場合は、政府対策本部が決定する初動の基本的対処方針等を踏まえつつ、必要な対策を選択する。

なお、インフルエンザ(H1N1)2009の事例では、WHOのフェーズ4宣言から国内発生までの期間は18日、県内発生までは49日であったことから、海外発生期における対策は迅速性が特に重要となる。

### 2 行動内容

#### 1 実施体制

Act 18 海外発生期における新型インフルエンザ等対策の準備に着手する。

#### 2 情報収集及び情報提供・共有

Act 19 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。

Act 20 情報提供及び情報共有の体制を継続する。

Act 21 最新の情報を市民等にわかりやすく提供する。

Act 22 新型インフルエンザ等相談窓口を設置する。

### 3 予防・まん延防止

- Act 23 急激な感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。
- Act 24 国の方針に基づき特定接種を進める。
- Act 25 住民接種開始に向けた準備を進める。
- Act 26 予防接種に関する理解促進を図る。
- Act 27 医療体制の整備に協力する。

### 4 市民生活及び地域経済の安定の確保

- Act 28 事業継続に向けた準備を進める。
- Act 29 要援護者対策を進める。
- Act 30 まん延時における火葬体制の強化等に向けた準備を進める。

## 1 実施体制

### 【対策の実務の統括】

Act 18 海外発生期における新型インフルエンザ等対策の準備に着手する。

- 市は、WHOや国の情報により、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いが濃厚な場合は、その後の対応を協議するとともに、海外発生期対策の準備に着手する。

## 2 情報収集及び情報提供・共有

### 【情報収集】

Act 19 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。

- 市は、国や県等の感染症情報を活用し、国内外の最新の知見に基づく新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

### 【情報提供と共有】

Act 20 情報提供及び情報共有の体制を継続する。

- 市は、市民等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。
- 市は、県、関係機関、隣接自治体等相互で、各主体の対策等に関する情報を共有する。

**Act 21 最新の情報を市民等にわかりやすく提供する。**

- 市は、市民等に対して、海外における新型インフルエンザ等の発生状況、市の対策、国内・県内・市内で発生した場合に必要な取組等に関する情報をわかりやすく提供する。
- 市は、国や県が実施する各種サーベイランスにより得られた情報を、市民等にわかりやすく周知する。

**【相談体制】**

**Act 22 新型インフルエンザ等相談窓口を設置する。**

- 市は、国・県からの要請に基づいて、市民からの疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容の問い合わせに対応できる新型インフルエンザ等相談窓口を市健康政策課内に設置する。

政府ガイドラインから抜粋

- 市は、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。
- 市は、ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来等に関する情報をその地域に提供する。

**3 予防・まん延防止**

**【普及啓発】**

**Act 23 急激な感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。**

- 市は、未発生期に引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、自らがり患した場合の対応等の基本的な感染対策の普及を図り、実践するよう促す。

**【特定接種】**

**Act 24 国の方針に基づき特定接種を進める。**

- 市は、国が示す方針等に基づき、医師会等と連携の上、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、対象職員に対し迅速に特定接種を行う。
- 市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
- 市は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、特定接種の実施に関し必要な協力の要請等を行うよう求めることができる。

#### 【住民接種】

##### Act 25 住民接種開始に向けた準備を進める。

- 市は、国の方針が決定され次第、直ちに接種が実施できるよう、県や医師会等と連携して、接種体制の整備を行う。

##### Act 26 予防接種に関する理解促進を図る。

- 市は、ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、市民等の理解促進を図る。

#### 【医療体制整備への協力】

##### Act 27 医療体制の整備に協力する。

- 市は、県の医療体制の整備に協力する。

## 4 市民生活及び地域経済の安定の確保

#### 【事業の継続】

##### Act 28 事業継続に向けた準備を進める。

- 市は、県の要請を受け、今後の流行状況を踏まえつつ、業務継続計画に基づいて適切に対応する。

#### 【要援護者対策】

##### Act 29 要援護者対策を進める。

- 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等の協力者と、発生後速やかに必要な支援が行える準備を進める。

#### 【火葬体制】

##### Act 30 まん延時における火葬体制の強化等に向けた準備を進める。

- 市は、まん延時における火葬体制の強化等に向けた準備を進める。

政府ガイドラインから抜粋

- 市は、国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。
- 市は、都道府県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。

## 第3節 発生早期（国内・県内・市内）における対策

### 1 行動目標

市行動計画における発生早期（国内・県内・市内）とは、県内における新型インフルエンザ等発生の有無にかかわらず、いずれかの都道府県で発生した段階とする。

海外発生期の対策からの移行は、国内で新型インフルエンザ等患者が発生し、国の対策が政府行動計画上の国内発生早期に移行された時点とする。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内・市内)	市内・県内感染期	小康期	第二波
------	-------	--------------------	----------	-----	-----

#### 【対策推進の基本方針】

発生早期（国内・県内・市内）では、市内での新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制するため、ウイルスの性質や政府対策本部が決定する基本的対処方針等を踏まえつつ、本市の対策を選択し、実施するものとする。

なお、この段階に至ってもウイルスの病原性や感染力等が判明していない場合は、原則として病原性が高い想定で対策を選択するが、実施に当たっては、社会・経済活動に与える影響等に十分留意する必要がある。

### 2 行動内容

#### 1 実施体制

Act 31 対策を発生早期（国内・県内・市内）に移行する。

Act 32 市対策本部を設置する。【緊】

#### 2 情報収集及び情報提供・共有

Act 33 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。

Act 34 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。

Act 35 最新の情報を市民等にわかりやすく提供する。

Act 36 新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る。

#### 3 予防・まん延防止

Act 37 まん延を防止するための取組の普及、理解促進を図る。

Act 38 国の方針に基づき特定接種を進める。

Act 39 国の方針に基づき住民接種を進める。

Act 40 予防接種に関する理解促進を図る。

Act 41 住民接種の有効性・安全性に係る調査を行う。

Act 42 医療体制の整備に協力する。

Act 43 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】

Act 44 住民接種の広報・相談を行う。【緊】

#### 4 市民生活及び地域経済の安定の確保

Act 45 社会・経済機能を維持するための事業を継続する。

Act 46 要援護者対策を進める。

Act 47 死亡者の増加に備えて火葬体制を強化する。

Act 48 水の安定供給に関する措置を講ずる。【緊】

Act 49 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講ずる。【緊】

## 1 実施体制

### 【対策の実務の統括】

Act 31 対策を発生早期（国内・県内・市内）に移行する。

- 政府対策本部が国内発生早期に入ったことを公示した場合、市は、市対策を発生早期（国内・県内・市内）に移行するとともに、市民に対し、必要な情報提供や注意喚起を行う。
- 県内で初めて患者が確認され、県対策本部長がその旨を公表した場合、市は県に準じて市民に注意喚起を行う。また、市内で初めて患者が確認された場合も同様に市民に注意喚起を行う。
- 市は、市連絡会議に状況報告を行い、必要に応じて意見を聴取する。
- 市は、市連絡会議等の意見を踏まえて、今後の対応方針を協議、決定する。
- 市は、状況に応じ開催される県主催の市町村連絡会議等において、新型インフルエンザ等に関する情報の共有、発生早期における県対策の確認等を行う。

### 緊急事態宣言がされている場合

※緊急事態宣言：政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条から引用）

### Act 32 市対策本部を設置する。

【緊】 市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置し、市行動計画に基づき対策を実施する。

## 2 情報収集及び情報提供・共有

### 【情報収集】

#### Act 33 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。

○ 市は、国や県等の感染症情報を活用し、国内外の最新の知見に基づく新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

### 【情報提供と共有】

#### Act 34 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。

- 市は、市民等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。
- 市は、県、関係機関、隣接自治体等相互で、各主体の対策や地域での流行状況等に関する情報を共有する。
- 市は、市民への情報提供や普及啓発の実施時期や内容について、一元化を図る。

### 政府ガイドラインから抜粋

● 市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や都道府県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。

### 【参考】

※個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第7条（公益上の理由による裁量的開示）の趣旨を踏まえ、国民の生命、ひいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。

※発生地域の公表に当たっては、原則、市町村名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。

### Act 35 最新の情報を市民等にわかりやすく提供する。

- 市は、市民等に対して、県等から提供される海外、県内外の流行状況や具体的な対策等の情報をわかりやすく提供する。
- 市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないよう啓発する。

#### 政府ガイドラインから抜粋

- 市は、国及び都道府県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

#### 【相談体制】

### Act 36 新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る。

- 市は、新型インフルエンザ等相談窓口の相談体制の強化を図る。
- 市は、国からの要請に従い、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、相談窓口等による適切な情報提供の実施ができるように体制の充実・強化を行う。

## 3 予防・まん延防止

#### 【普及啓発】

### Act 37 まん延を防止するための取組の普及、理解促進を図る。

- 市は、海外発生期に引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及、自らがり患した場合の対応等の基本的な感染対策の普及を図り、実践するよう促す。

#### 【特定接種】

### Act 38 国の方針に基づき特定接種を進める。

- 市は、国が示す方針等に基づき、医師会等と連携の上、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、対象職員に対し迅速に予防接種を進める。
- 市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
- 市は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行うよう求めることができる。

## 【住民接種】

### Act 39 国の方針に基づき住民接種を進める。

- パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、市は、ワクチンが供給され次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。
- 市は、実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、市に居住する者を対象に集団的接種を行う。

### Act 40 予防接種に関する理解促進を図る。

- 市は、海外発生期に引き続き、ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や優先順位、接種体制といった具体的な情報を提供し、住民からの基本的な相談に応じることにより住民等の理解促進を図る。
- 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

### Act 41 予防接種の有効性・安全性に係る調査を行う。

- 市は、あらかじめ予防接種後副反応疑い報告書及び報告基準を市内の医療機関に配布する。  
(医師は、予防接種後の副反応の診断をした場合に、速やかに独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ報告する。)

## 【医療体制の整備】

### Act 42 医療体制の整備に協力する。

- 市は、県の医療体制の整備に協力する。

### 緊急事態宣言がされている場合

### Act 43 国の方針に基づき住民接種を進める。

- 【緊】 市は、国及び県と連携し、接種会場を確保し住民に対する予防接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公的負担のあり方等が異なることに留意する必要がある。
- 【緊】 市は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行うよう求めることができる。

#### Act 44 住民接種の広報・相談を行う。

**【緊】** 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d. 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。

- a. 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
  - b. ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
  - c. 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。
- 市は、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口等の連絡先等の周知を行う。

以下の項目については、①緊急事態宣言が行われている場合に特措法第46条の規定に基づいて実施する「住民に対する予防接種」又は②緊急事態宣言が行われていない場合に予防接種法第6条第3項に基づいて実施する接種（新臨時接種）両方の留意点について記載してある。

～住民接種における留意点～

- 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。
- 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である市の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる。
- 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- ワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。
- 1ml等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。
- 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

## 4 市民生活及び地域経済の安定の確保

### 【事業の継続】

#### Act 45 社会・経済機能を維持するための事業を継続する。

- 市は、市業務継続計画に基づき、社会・経済機能を維持するための事業継続をする。

### 政府ガイドラインから抜粋

#### 【要援護者対策】

##### Act 46 要援護者対策を進める。

- 市は、計画に基づき、要援護者対策を実施する。
- 市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。
- 新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国及び都道府県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

#### 【火葬体制】

##### Act 47 死亡者の増加に備えて火葬体制を強化する。

- 市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。なお、非透過性納体袋については、都道府県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。
- 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

**緊急事態宣言がされている場合**

**Act 48 水の安定供給に関する措置を講ずる。**

**【緊】** 市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

**Act 49 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講ずる。**

**【緊】** 市は、県と連携し、生活関連物資等の価格高騰、買占め、売惜しみ等が生じることのないよう調査・監視を行うとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して物資の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

**【緊】** 市は、生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、住民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の拡充を図る。

## 第4節 市内・県内感染期における対策

### 1 行動目標

市行動計画における市内・県内感染期とは、県内における新型インフルエンザ等患者の接触歴を県が実施する疫学調査で追えなくなった段階とする。

発生早期の対策からの移行は、感染経路が不明確な新型インフルエンザ等患者が一定数確認されるようになった時点とするため、国や隣接県の移行時期と一致しない場合もあり得る。

なお、インフルエンザ(H1N1)2009の事例では、県内初発から2～3週後、患者数で見ると30～40名程度の段階で、接触歴調査が不可能となっている。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内・市内)	市内・県内感染期	小康期	第二波
------	-------	--------------------	----------	-----	-----

#### 【対策推進の基本方針】

市内・県内感染期の段階でまん延を防止することは困難で、対策の主眼を、発生早期における積極的なまん延防止策から健康被害軽減策に切り替える。ただし、状況に応じて、一部のまん延防止策を実施し、感染拡大をできる限り抑えるよう努める。

### 2 行動内容

#### 1 実施体制

Act 50 対策を市内・県内感染期に移行する。

Act 51 市対策本部を設置する。【緊】

Act 52 他の地方公共団体による応援等の措置を活用する。【緊】

#### 2 情報収集及び情報提供・共有

Act 53 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。

Act 54 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。

Act 55 最新の情報を市民等にわかりやすく提供する。

Act 56 新型インフルエンザ等に関する相談体制を継続する。

#### 3 予防・まん延防止

Act 57 新型インフルエンザ等のまん延を防止する。

Act 58 感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。

Act 59 国の方針に基づき住民接種を進める。

Act 60 予防接種に関する理解促進を図る。

- Act 61 住民接種の有効性・安全性に係る調査を行う。
- Act 62 地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制の整備に協力する。
- Act 63 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】
- Act 64 医療体制の整備に協力する。【緊】

#### 4 市民生活及び地域経済の安定の確保

- Act 65 在宅で療養する患者を支援する。
- Act 66 水の安定供給に関する措置を講ずる。【緊】
- Act 67 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講ずる。【緊】
- Act 68 要援護者に対する生活支援を行う。【緊】
- Act 69 死亡者の増加に備えて火葬体制の強化等を実施する。【緊】

## 1 実施体制

### 【対策の実務の統括】

#### Act 50 対策を市内・県内感染期に移行する。

- 市は、市連絡会議を開催等し、県内の流行状況等を踏まえて、発生段階の移行や今後の対応方針について、意見を聴取する。
- 市は、市対策を発生早期（国内・県内・市内）に移行するとともに、市民に対し、必要な情報提供や注意喚起を行う。
- 市は、状況に応じ県が主催する市町村連絡会議等に参加し、新型インフルエンザ等に関する情報の共有や県対策の確認等を行う。

### 緊急事態宣言がされている場合

#### Act 51 市対策本部を設置する。

- 【緊】 市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置し、市行動計画に基づき、対策を実施する。

#### Act 52 他の地方公共団体による応援等の措置を活用する。

- 【緊】 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、新型インフルエンザ等緊急事態措置等を行うことができなくなった場合、特措法に基づく他の地方公共団体による応援等の措置を活用し、対策を実施する。

## 2 情報収集及び情報提供・共有

### 【情報収集】

#### Act 53 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。

- 市は、国や県等の感染症情報を活用し、最新の知見に基づく新型インフルエンザ等の治療方針、ウイルスの性状等に関する情報を収集する。

### 【情報提供・共有】

#### Act 54 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。

- 市は、市民等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。
- 市は、県、関係機関、隣接自治体等相互で、各主体の対策や地域での流行状況等に関する情報を共有する。
- 市は、市民への情報提供や普及啓発の実施時期や内容について、一元化を図る。

#### Act 55 最新の情報を市民等にわかりやすく提供する。

- 市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないように十分に啓発する。

### 【相談体制】

#### Act 56 新型インフルエンザ等に関する相談体制を継続する。

- 市は、流行状況や相談件数等に応じ、相談窓口の受付時間や人員体制等の見直し（休止や廃止を含む。）を行う。

## 3 予防・まん延防止

### 【まん延の防止】

#### Act 57 新型インフルエンザ等のまん延を防止する。

- 市は、県等と連携し、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施されることについて周知を図り、理解を得る。
- 市は、市民、事業者、福祉施設等に対して、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

**【普及啓発】**

**Act 58 感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。**

- 市は、発生早期に引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、自らが患した場合の対応等の基本的な感染対策の普及を図り、実践するよう促す。

**【住民接種】**

**Act 59 国の方針に基づき住民接種を進める。**

- 市は、発生早期に引き続き、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。
- 住民接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

**Act 60 予防接種に関する理解促進を図る。**

- 市は、発生早期に引き続き、ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者、接種順位といった具体的な情報を提供し、市民等の理解促進を図る。

**Act 61 住民接種の有効性・安全性に係る調査を行う。**

- 市は、あらかじめ予防接種後副反応疑い報告書及び報告基準を市内の医療機関に配布する。（医師は、予防接種後の副反応の診断をした場合に、速やかに独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ報告する。）

**【医療体制の整備】**

**Act 62 地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制の整備に協力する。**

- 市は、県の医療体制整備に協力するとともに、地域の外来診療時間を取りまとめるなどして市民への周知を図る。

**緊急事態宣言がされている場合**

**Act 63 国の方針に基づき住民接種を進める。**

- 【緊】** 市は、発生早期に引き続き、国及び県と連携し、接種会場を確保し住民に対する予防接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公的負担のあり方等が異なることに留意する必要がある。

- 【緊】** 市は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行うよう求めることができる。

- 【緊】** 住民に対する予防接種実施についての留意点は発生早期の項を参照。

**【緊】** 住民接種の広報・相談については、発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。

#### **Act 64 医療体制の整備に協力する。**

**【緊】** 市は、国と連携し、市内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力する。

## **4 市民生活及び地域経済の安定の確保**

### **【在宅患者対策】**

#### **Act 65 在宅で療養する患者を支援する。**

- 市は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送等）や自宅で死亡した患者への対応を行う。
- 市は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生時に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保・配分・配布等を行う。

### **緊急事態宣言がされている場合**

#### **Act 66 水の安定供給に関する措置を講ずる。**

**【緊】** 市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### **Act 67 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講ずる。**

**【緊】** 市は、県と連携し発生早期に引き続き、生活関連物資等の価格高騰、買占め、売惜しみ等が生じることのないよう調査・監視を行うとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して物資の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

**【緊】** 市は、県と連携し発生早期に引き続き、生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、住民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の充実を図る。

**Act 68 要援護者に対する生活支援を行う。**

**【緊】** 市は、国の要請に応じて、要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を県と連携して行う。

**【火葬体制】**

**Act 69 死亡者の増加に備えて火葬体制の強化等を実施する。**

**【緊】** 市は、死亡者が著しく増加した場合は、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる

**【緊】** 市は、死亡者が著しく増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、遺体の一時安置を適切に実施する。

**【緊】** 市は、県が埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、県が行うこととなっている下記の事務を一部行う。

a. 新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮する。

b. その際、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討する。

**【緊】** 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

## 第5節 小康期における対策

### 1 行動目標

市行動計画における小康期とは、新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、流行が低い水準にとどまっている状態（流行の第一波が終息した状態）で、国の対策が政府行動計画上の小康期に移行された時点とする。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内・市内)	市内・県内感染期	小康期	第二波
------	-------	--------------------	----------	-----	-----

#### 【対策推進の基本方針】

小康期は第一波の流行後であると同時に、第二波への対策準備期間であるため、市としては、新型インフルエンザ等の病原性に応じ、必要となる対応体制の再構築を進める。

### 2 行動内容

#### 1 実施体制

Act 70 対策を総括し、第二波に備える。

Act 71 市対策本部を廃止する。【緊】

#### 2 情報収集及び情報提供・共有

Act 72 新型インフルエンザ等の最新情報を収集し、流行の第二波に関する情報を提供する。

#### 3 予防・まん延防止

Act 73 国の方針に基づき住民接種を進める。

Act 74 予防接種に関する理解促進を図る。

Act 75 住民接種の有効性・安全性に係る調査を行う。

Act 76 国の方針に基づき、住民接種を進める。【緊】

#### 4 市民生活及び地域経済の安定の確保

Act 77 第一波への対応状況を踏まえ、第二波に備える。

Act 78 第二波に備えた住民支援体制の再構築を行う。

Act 79 要援護者対策を行う。

Act 80 第二波に備えた火葬体制等の再構築を行う。

Act 81 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。【緊】

## 1 実施体制

### 【対策の実務の統括】

#### Act 70 対策を総括し、第二波に備える。

- 市は、新型インフルエンザ等対策の実効性を高めるとともに、第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の総括を行う。
- 市は、県が主催する市町村連絡会議に参加し、対策の総括の結果や今後の対応方針を参考に、第二波の流行に備える。

### 緊急事態宣言がされている場合

#### Act 71 市対策本部を廃止する。

- 【緊】 市は、緊急事態宣言が解除されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

## 2 情報収集及び情報提供・共有

### 【情報収集及び情報提供・共有】

#### Act 72 新型インフルエンザ等の最新情報を収集し、流行の第二波に関する情報を提供する。

- 市は、国や県等の感染症情報を活用し、最新の知見に基づく情報を収集するとともに、県、関係機関、隣接自治体等相互で、第二波への対応方針や地域での流行状況等に関する情報を共有する。

## 3 予防・まん延防止

### 【住民接種】

#### Act 73 国の方針に基づき住民接種を進める。

- 市は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がなされていない場合には、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- 住民接種実施についての留意点は発生早期の項を参照。

**Act 74 予防接種に関する理解促進を図る。**

- 市は、必要な情報提供を行い、市民等の予防接種に関する理解促進を図る。

**Act 75 住民接種の有効性・安全性に係る調査を行う。**

- 市は、あらかじめ予防接種後副反応疑い報告書及び報告基準を市内の医療機関に配布する。  
(医師は、予防接種後の副反応の診断をした場合に、速やかに独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ報告する。)

**緊急事態宣言がされている場合**

**Act 76 国の方針に基づき、住民接種を進める。**

- 【緊】** 市は、流行の第二波に備え、国及び県と連携し、接種会場を確保し住民に対する予防接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公的負担のあり方等が異なることに留意する必要がある。
- 【緊】** 市は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行うよう求めることができる。
- 【緊】** 住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。
- 【緊】** 住民接種の広報・相談については、国内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。

**4 市民生活及び地域経済の安定の確保**

**【事業の継続】**

**Act 77 第一波への対応状況を踏まえ、第二波に備える。**

- 市は、県の要請を受け、第一波への対応状況等を踏まえ、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

**【住民支援】**

**Act 78 第二波に備えた住民支援体制の再構築を行う。**

- 市は、第一波における住民支援の実施状況等を踏まえ、必要に応じて住民支援（見回り、介護、食事提供、在宅患者への対応等）の体制の再構築を県と連携して行う。

**【要援護者対策】**

**Act 79 要援護者対策を行う。**

- 市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

**【火葬体制】**

**Act 80 第二波に備えた火葬体制等の再構築を行う。**

- 市は、第一波における火葬や遺体の一時安置等の実施状況等を踏まえ、必要に応じて火葬体制等の再構築を図る。

**緊急事態宣言がされている場合**

**Act 81 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。**

- 【緊】** 市は、国が合理性を認められないとして新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止を決定した場合、県内・市内の状況等を踏まえて緊急事態措置を縮小・中止する。

## 用語解説

## (あ行)

### □インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感、筋肉痛などの症状を引き起こすが、他の呼吸器感染症等と見分けることは難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳炎等を引き起こす場合もある。

インフルエンザウイルスに感染してから発症までの期間（潜伏期間）は、季節性インフルエンザであれば1～5日であるが、感染しても発症しないこともある（不顕性感染）。主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で症状がない場合でも他の人への感染はあり得る。

### □インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、ウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型は更に、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という2つの糖蛋白の抗原性の違いによって亜型に分類される。

平成21年に確認されたインフルエンザ(H1N1)2009、季節性インフルエンザのA/ソ連型(H1N1)、A/香港型(H3N2)は、これらの亜型を指している。

### □インフルエンザ(H1N1)2009

※「新型インフルエンザ(A/H1N1)」を参照

## (か行)

### □感染症（かんせんしょう）

ウイルス、細菌等の病原体が感染することによって引き起こされる疾病をいう。

感染症法における感染症とは、同法第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症であって、同法で規定され、又は政令・省令で定められた疾病をいう。

感染症法上の類型とインフルエンザの位置付け

感染症類型	感染症の性格	インフルエンザの区分
新感染症	既知の感染症と症状等が明らかに異なり、感染力、罹患時の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症	
一類感染症	感染力、罹患時の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症	
二類感染症	感染力、罹患時の重篤度から判断した危険性が高い感染症	鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)
三類感染症	感染力、罹患時の重篤度から判断した危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起し得る感染症	
四類感染症	人・人感染はほとんどないが、動物や物件を介して感染するため、それらの消毒、廃棄などが必要となる感染症	鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く)
五類感染症	感染症発生動向調査の結果等に基づいて情報を国民や医療関係者に提供することによって、発生や感染の拡大を防止すべき感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)※季節性インフルエンザが該当
新型インフルエンザ等感染症	新たに人・人感染能力を得た(又は再興した)ウイルスによるインフルエンザで、まん延によって、国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ
指定感染症	既知の感染症の中で一～三類及び新型インフルエンザ等感染症に分類されない感染症において、一～三類に準じた対応の必要が生じた感染症	

#### □帰国者・接触者外来（きこくしゃ・せつしょくしゃがいらい）

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。栃木県が設置する。

なお、市内・県内感染期においては、流行状況等をみながら、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に移行する。

#### □帰国者・接触者相談センター（きこくしゃ・せつしょくしゃそうだんセンター）

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。栃木県が設置する。

## □業務（継続）計画（ぎょうむけいぞくけいかく）

企業が新型インフルエンザ等の緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限に留め、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするために、平常時に行う活動や緊急時での事業継続のための手段などを事前に取り決めておく計画のこと。BCP（Business Continuity Plan）という。

指定（地方）公共機関は、特措法に基づき、業務計画の作成が義務づけられている。

## □个人防护具（こじんぼうごぐ（Personal Protective Equipment：PPE））

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成された防護具をいう。

特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切なPPEを準備する必要がある。

## （さ行）

### □指定（地方）公共機関（してい（ちほう）こうきょうきかん）

新型インフルエンザが発生した場合、その社会的影響の大きさから、行政機関のみならず事業者を含めた社会全体で取り組む必要がある。指定（地方）公共機関は、医療の提供や、電気、ガスの供給などの公益事業を営む法人のうち、発生時における業務の継続性等の基準に基づき国又は都道府県知事が指定した事業者を指し、新型インフルエンザ発生時、その本来的業務の実施を通じて、新型インフルエンザ対策を実施する責務を有する。

なお、指定（地方）公共機関制度は、災害対策基本法などで設けられているものであり、特措法の制定により、新型インフルエンザ対策においても設けられたものである。

### □新型インフルエンザ（しんがたインフルエンザ）

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。

毎年流行を繰り返す季節性インフルエンザとは異なり、ほとんどの人が新型イ

インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へと効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行となるおそれがある。

市行動計画における「新型インフルエンザ」は、感染症法に基づく新型インフルエンザ等感染症を指すものとし、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過したものが再興した「再興型インフルエンザ」を含むものとする。

#### □ 新型インフルエンザ(A/H1N1) (しんがたインフルエンザ(A/H1N1))

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となった、H1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。

このインフルエンザは、2009年(平成21年)4月28日から2011年(平成23年)3月31日までの間、感染症法に基づく「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられ、「新型インフルエンザ(A/H1N1)」と称されていたが、その後は「インフルエンザ(H1N1)2009」に改称された。

#### □ 新型インフルエンザワクチン (しんがたインフルエンザワクチン)

新型インフルエンザの感染による重症化防止等を目的に接種されるワクチンで、パンデミックワクチンとプレパンデミックワクチンがある。

※「パンデミックワクチン」及び「プレパンデミックワクチン」を参照

#### □ 新感染症 (しんかんせんしょう)

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

#### □ 咳エチケット (せきエチケット)

感染の拡大を防止するための取組をいう。具体的には、咳やくしゃみの際にティッシュなどで口と鼻を押さえ周囲の人から顔をそむけること、使用後のティッ

シュをすぐにフタ付きのゴミ箱に捨てること、有症者はマスクを正しく着用することなどがある。

#### □接触感染（せっしょくかんせん）

皮膚と粘膜、創の直接的な接触、あるいは中間に介在する環境などを介する間接的な接触による感染経路をいう。例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などに含まれたウイルスが付着した手で机、ドアノブ、スイッチ等を触れた後に、その部位を他者が触れ、かつその手で自分の目、口、鼻を触れることによってウイルスが媒介される。

#### □潜伏期間（せんぷくきかん）

インフルエンザウイルスなどの病原体に感染してから、症状が出るまでの期間をいう。

潜伏期間は病原体によって異なる。

#### （た行）

#### □致命率（ちめいりつ）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

#### □鳥インフルエンザ（とりインフルエンザ）

A型インフルエンザウイルスによる鳥の感染症で、このうち、ニワトリなどの家きんに対して高い死亡率を示すなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

#### □鳥インフルエンザ（H5N1）（とりインフルエンザ（H5N1））

鳥インフルエンザは鳥類の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染することがある。鳥インフルエンザのウイルスのうちH5N1亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ（H5N1）」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されている。

鳥類から人への感染は、感染した鳥類又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている（十分に加熱調理された鶏肉や鶏

卵からの感染の報告はない。)。また、人から人への感染は極めて稀であるが、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染事例が報告されている。

鳥インフルエンザ(H5N1)を発症した場合は、通常のインフルエンザの症状にとどまらず、重症肺炎や時に多臓器不全等をきたし、致死率は約60%と高いことが知られている。こうしたことから、鳥インフルエンザ(H5N1)のウイルスが人から人へと効率よく感染する能力を獲得し、強い病原性を示す新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大な健康被害と深刻な社会・経済活動への影響をもたらすことが懸念されている。

## (な行)

### 濃厚接触者（のうこうせつしょくしゃ）

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当する。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

## (は行)

### パンデミック

感染症の世界的大流行をいう。特に新型インフルエンザは、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を持っていないため、人から人へと容易に感染し、世界中で大きな流行を起こす。

### パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、当該新型インフルエンザのウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンをいう。

### 飛沫感染（ひまつかんせん）

ウイルスを含んだ大きな粒子（5ミクロンより大きい水滴（飛沫））が、咳、くしゃみ、会話等によって飛散し、他の人の鼻や口の粘膜あるいは結膜に接触することによって感染する経路をいう。飛沫は空気中を漂わず、1～2メートルしか

到達しない。なお、5ミクロン以下の飛沫核は空気中を漂うが、これによる感染を空気感染（飛沫核感染）という。

#### □ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンをいう。現在、国は、鳥インフルエンザ(H5N1)亜型を用いたプレパンデミックワクチンを備蓄している。

### (や行)

#### □ 要援護者（ようえんごしゃ）

政府ガイドラインにおける要援護者の例は、以下の通りである。

- a. 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
- b. 障害者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
- c. 障害者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市町村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
- d. その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者）

なお、要援護者の定義については、在宅高齢者、障害者等のうち、支援が必要と認められる者とし、別途マニュアルで定める。

# 特定接種の対象となり得る業種・職務 について

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方が政府行動計画において以下のとおり示されています。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設 (A-1 に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産
体外診断用医薬品製造業	B-2 B-3	体外診断用医薬品製造販売業 体外診断用医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な体外診断用医薬品の生産
医療機器修理業医療機器販売業医療機器貸与業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産
再生医療等製品販売業	B-2 B-3	再生医療等製品販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の販売
再生医療等製品製造業	B-2 B-3	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の生産
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資

			の航空機による運送確保のための空港運用
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保
映像・音声 文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給
河川管理・	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時にお

用水供給業			ける必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク金融決済システム金融商品取引所等 金融商品取引清算機関振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（L P ガスを含む）の供給
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売
食料品製造	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業精	新型インフルエンザ等発生時にお

業		穀・製粉業パン・菓子製造業レトルト食品製造業冷凍食品製造業めん類製造業処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	ける最低限の食料品の供給
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLP ガス、石油製品の供給
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理

（注2）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注3）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

（注4）水先業及びタグ事業については、水運業の一体型外部事業者とする。

（注5）倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業については、取り扱う物資によって公益性が変化するため、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、外部事業者とする。また、緊急物資について荷主企業や運送事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っているところは一体型外部事業者として処理し、これらと短期的な契約を行っている事業者は、一般の外部事業者とする。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1
政府対策本部の事務	区分1
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化（検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分1
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1
都道府県対策本部の事務	区分1
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1
市町村対策本部の事務	区分1
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分1
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1
国会の運営	区分1

地方議会の運営	区分 1
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分 1

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分
令状発付に関する事務	区分 2
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分 2
医療施設等の周辺における警戒活動等	区分 1
犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 2
救急	区分 1
消火、救助等	区分 2
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分 1 区分 2
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療、家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務自衛隊の指揮監督	区分 1 区分 2
国家の危機管理に関する事務	区分 2

区分 3：民間の登録事業者と同様の業務（1）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務